

飯塚市健幸プラザ開館時間の延長試行について

利用者の拡大と利便性の向上を図るため、平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの開館時間を 2 時間延長試行し、利用状況の把握を行い今後の運営のあり方を検討します。

- ① 試行期間 平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- ② 開館日 27 日
- ③ 開館時間 2 時間延長

試行時間	現行時間
午前 9 時から午後 9 時	午前 9 時から午後 7 時

健康の森公園市民プールで発生した転落事故の経過について

【概要】

発生日時 平成 28 年 9 月 3 日 午後 7 時 20 分頃
場 所 飯塚市吉北 118-11 健康の森公園市民プール建物内
原 因 指定管理者である飯塚市体育協会・水泳協会・飯塚スイミングスクールグループが委託している管理会社作業員がシャワーの不具合を点検するため、通路の床にある点検孔(地下ピット)を開放したまま、一時的に現場を離れたところ通りかかった原告が深さ 1.6m のピット内に転落し負傷する。

【経過】

年月	概要
平成 28 年 9 月	・ 事故発生後、飯塚病院救急センターへ搬送、打撲・擦り傷等が数か所あるとの初診 ・ 5 日の再診にて尾てい骨骨折と判明 ・ 通院及び自宅療養の開始 ・ 委託管理会社加入保険より治療費の支払開始
平成 28 年 10 月	・ 原告弁護士と委託管理会社の保険会社との協議開始
平成 29 年 9 月	・ 「症状固定」との医師からの回答より、30 日に治療費請求の打切り
平成 30 年 3 月	・ 原告弁護士と委託管理会社弁護士による損害賠償額の示談開始
平成 30 年 12 月	・ 提示された損害賠償額を不服として、被害者側より福岡県地方裁判所飯塚支部に損害賠償請求の訴状が提出され、18 日に受理
平成 31 年 1 月	・ 29 日に第 1 回口頭弁論

【訴訟の概要】

責任原因 設置管理する営造物の瑕疵による国家賠償法 2 条 1 項
連帯被告 委託管理会社（事故の過失による民法 709 条の責任）
損害賠償 連帯して 38,560,247 円及び、これに対する平成 28 年 9 月 3 日から支払い済まで年 5 分の割合による金員の支払い

協働環境委員会資料
平成31年1月31日提出

白旗山におけるメガソーラー開発について

【合同会社ノーバル・ソーラー】

○平成30年12月14日

自然環境保全条例に基づく意見書提出の締切り

・156件の意見書が提出

○平成31年1月10日

自然環境保全条例に基づく見解書を事業者が提出

環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について

スケジュール

2019(平成31)年1月17日

2市2町2組合の構成団体の長による協議



1月18日

県への申請等手続き

- ・新組合設立(市町代表者の連名による申請)
- ・現組合の解散・財産処分(市町代表者の連名による届出)
- ・現組合の規約変更(組合からの申請)



県知事の許可(承認)



3月31日

「飯塚市・桂川町衛生施設組合」

「ふくおか県央環境施設組合」の解散



4月1日

新一部事務組合「ふくおか県央環境広域施設組合」の設立